



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 7 年 11 月 10 日

令和 6 年 1 月 10 日にお知らせした以下の中部ブロックの審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)については、その後、検討を重ねた結果、内容を変更することとなりましたので、お知らせします。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	検査又は手術で採取された同一検体(同一日採取)における N000病理組織標本作製と N004細胞診の併算定は原則として認められない。 なお、N003-2 迅速細胞診は、令和6年診療報酬改定により留意事項通知に「迅速細胞診は、手術、気管支鏡検査(超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。)又は内視鏡検査(痔瘻又は胃粘膜下腫瘍が疑われる患者に対する超音波内視鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。)の途中において腹水及び胸水等の体腔液又は穿刺吸引検体による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1手術又は1検査につき1回算定する。」と示されているため、手術等の途中で腹水及び胸水等の体腔液又は穿刺吸引検体による標本作製及び鏡検を完了した場合は、原則として認められる。	組織診では、構造異形と細胞異形の双方の診断が可能であり、同一日に採取された同一検体における N004細胞診は N000病理組織標本作製の補助と考える。 以上のことから、検査又は手術で採取された同一検体(同一日採取)における N000病理組織標本作製と N004細胞診の併算定は、原則として認められないと判断した。 なお、N003-2迅速細胞診は、手術及び検査の途中で採取された検体により検体採取を適切に補助することを目的に実施され完了した場合は認められると判断した。	令和 7 年 11 月 10 日修正

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

外科審査室脳外科・外科審査課（TEL:052-854-6788）小林
（TEL:052-854-7851）橋本